**解散公告**

当社は、平成二十八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

広島県呉市広古新開七丁目五番五一号

ナンドク産業株式会社

代表清算人　シナイデル　マルシオ

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

高知県高知市鴨部一丁目二二番一五号

合同会社Ａ．Ｉ

代表清算人　生田　章

**解散公告**

当社は、平成二十八年十月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

福岡市城南区東油山一丁目一三番一六号

南国住宅株式会社

代表清算人　山田　達子

**解散公告**

当法人は、平成二十八年九月三十日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

大分県大分市長浜町二丁目八番八号

特定非営利活動法人現代建築技術研究会

コラボ・ｅ

清算人　豊島　範幸

**解散公告**

当社は、株主総会の決議により平成二十八年九月十六日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

静岡県牧之原市坂部五〇八番地一

清算法人坂部土地改良区

清算人代表　平　幹夫

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十八年十月十一日宮城県知事の認可により、解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

宮城県石巻市日和が丘一丁目一五―三〇

中央三丁目1番地区市街地再開発組合

清算人　遠山　敬介

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十八年九月三十日東京都知事認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

東京都豊島区南池袋二丁目三六番一〇号

南池袋二丁目Ａ地区市街地再開発組合

代表清算人　杉原　栄一

**解散公告（第二回）**

当基金は、平成二十八年十月一日厚生労働大臣の認可を受け基金の解散の認可があったものとみなされたので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

東京都品川区西五反田二丁目一一番八号

学研企業年金基金

清算人　成澤　孝幸

**解散公告（第二回）**

当土地改良区は、平成二十八年十月十一日静岡県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

静岡県牧之原市坂部五〇八番地一

清算法人坂部土地改良区

清算人代表　平　幹夫

**解散公告（第三回）**

当組合は、平成二十八年十月四日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

滋賀県大津市八屋戸九四四番地

志賀町和迩漁業生産組合

清算人　安孫子平次

**解散公告（第三回）**

当法人は、平成二十八年十月九日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年十一月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年十一月七日

大阪府門真市上野口町五七番一八号

医療法人聖和外科内科

清算人　大石　成信

**配当公告**

富山県黒部市北野一五〇番地

破産者　農事組合法人ウエツファーム

右の者に対する富山地方裁判所平成二十八年（フ）第二六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金一七一、二六七、一七三円

一、配当することのできる金額

金五八、〇二八、七六三円

平成二十八年十一月七日

富山市相生町七番九号

破産管財人　大坪　健

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍青森県北津軽郡鶴田町大字山道字小泉一二八番地の二、最後の住所青森県北津軽郡鶴田町大字山道字大笹一〇番地四

被相続人　亡　工藤　鐵男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日

青森市長島二丁目一九番一一号

相続財産管理人　弁護士　沼田　徹

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県深谷市小前田六四六番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松本　好司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日

事務所埼玉県熊谷市末広一丁目四九番地

金井末広ビル二階　埼玉北部法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小屋野　匡

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都杉並区下井草四丁目一九三番地、最後の住所東京都杉並区下井草四丁目二八番三号　被相続人　亡　板井　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日

東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　佐々木　奏

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都新宿区北新宿四丁目七九〇番地、最後の住所東京都中野区上高田四丁目三七番八号　被相続人　亡　三品　昭信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年十一月七日

事務所東京都港区南青山五―一一―一五

H&M南青山WEST四〇二号室古屋総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　古屋有実子

（登録名　ゆみ子）